



躍動

(FAX版)

発行所



企業とまちのサポーター
石狩商工会議所

石狩市花川北6条
1丁目5番地

TEL:0133-72-2111
FAX:0133-72-2577

<https://www.ishikari-cci.or.jp>

雇用調整助成金関連情報

1. 特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置(助成率及び上限額の引き上げ等)は、感染防止策と経済活動の両立を目指し、失業予防対策を行ううえでその意義が大きいことから、12月末日まで延長されます。

■助成率・受給額

- 中小企業 5分の4
- 大企業 3分の2
- 解雇を伴わない場合
中小企業 10分の10
- 大企業 4分の3

■受給額上限

ひとり当たり日額
1万5千円

※雇用調整助成金の申請・お問い合わせ等は、雇用助成

金さっぽろセンターまで
Tel 011-788-2294

2. 雇用調整助成金等申請補助金

石狩市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

市内の事業主が雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請を行う際の社会保険労務士等への申請依頼費用を補助する制度を設けております。

■補助金額

1 事業者あたり 上限20万円

■対象者

雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給申請をした、次の全ての要件に該当する事業主

- ① 助成金支給申請に係る事業所が、市内に所在する事業主
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、助成金の支給決定を受けた事業主
- ③ 助成金申請事務を社会保険労務士等に依頼し費用を支払っていること

■申請期間

令和2年7月1日～11月30日

※石狩市雇用調整助成金等申請補助金の申請・お問い合わせは、石狩市企画経済部商工労働観光課

商工・労政担当まで
Tel 0133-72-3166

石狩市中小企業特別融資 利子補助金の申請時期です!

石狩市中小企業特別融資資金の融資を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の0.5%が補助されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しては、令和2年3月までに同制度を利用し、令和2年2月から令和3年3月の期間で売上が前年同月比10%以上減少した月がある場合は、利子の全額が補助されます。

【対象期間】

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに同制度利用による利子を支払った方

【申請期限】

10月15日(木)

※期限までに必ず申請してください。

【申請書類】

- 申請書類
- コロナの影響無し
- 補助金等交付申請書(別記第1号様式)
- 請求書
- コロナの影響有り(売上10%減)
- 補助金等交付申請書(別記第1号様式)
- 請求書
- 売上高

※用紙は、石狩市企画経済部商工労働観光課、石狩商工会議所、石狩北商工会、市内同制度取扱金融機関にあります。

また、石狩市HPからもダウンロードできます。

【申込・問合せ】

石狩市企画経済部商工労働観光課
Tel 0133-72-3166

第156回 日商簿記検定 試験のマッ案内

試験の日

試験日 11月15日(日)

試験会場 石狩商工会館

申込締切 10月19日(月)

受験料 1級 7,850円

2級 4,720円

3級 2,850円

受験者数の制限

新型コロナウイルス感染症対策として受験者数を制限します。

1級 8名

2級・3級 各20名

■申込方法

当会議所窓口及び日商簿記検定ホームページよりお申込ください。

※申込・問合せ 総務課

北海道最低賃金

最低賃金額 時間額 861円

効力発生日 令和元年10月3日

※昨年度より変更ありません。

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が改正されます。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支署)

お知らせ・・・労働保険事務組合石狩商工会議所の第2期労働保険料納期限⇒10月26日(月)まで

FAX送信を希望されない場合は、お手数ですが事務局へご連絡ください。(担当:総務課 原田 TEL72-2111・FAX72-2577)